

稚内市・豊富町における風力発電事業に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成28年3月

エコ・パワー株式会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 開催日時	3
(2) 開催場所	3
(3) 来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地 からの意見の概要とこれに対する当社の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成28年1月14日（木）

(2) 公告の方法

- ① 平成28年1月14日（木）付けで、以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1 参照]

- ・北海道新聞（旭川北見版第2社会面）
- ・日刊宗谷（宗谷郡部版2面）

- ② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

- ・当社 ホームページへ掲載した。
- ・自治体のホームページへ掲載した。

[別紙2 参照]

[別紙3-1～3-2 参照]

(3) 縦覧場所

自治体庁舎7箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・ 稚内市役所 政策調整部エネルギー協働課 (3階)
- ・ 稚内市役所 生活福祉部稚内市沼川支所
- ・ 稚内市役所 生活福祉部稚内市宗谷支所
- ・ 豊富町役場 1階ロビー
- ・ 北海道宗谷総合振興局 保健環境部環境生活課地域環境係 (2階)
- ・ インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。 [別紙4 参照]

(4) 縦覧期間

平成28年1月14日(木)から平成28年2月15日(月)までとした。

時間は、稚内市役所が平日の8時45分から17時30分、豊富町役場が平日の8時30分から17時15分、北海道宗谷総合振興局が平日の9時から17時までとし、当社ホームページでは、さらに縦覧期間終了後も平成28年2月15日(月)まで閲覧可能とした。

インターネットの利用による電子図書の閲覧は、縦覧期間中には常時アクセス可能な状況とした。

(5) 縦覧者数

総数0名(縦覧者記録用紙記載者数) [別紙5 参照]

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告(お知らせ)と同時に行った。

(1) 開催日時

1回目：平成28年1月28日(木) 13時00分～15時00分

2回目：平成28年1月28日(木) 18時00分～20時00分

3回目：平成28年1月29日(金) 13時00分～15時00分

(2) 開催場所

1回目：勇知地区宿泊研修施設(JA稚内施設)(稚内市大字抜海村字上勇知)

2回目：稚内総合文化センター 2F会議室A(稚内市中央3丁目13-23)

3回目：豊富町定住支援センター 会議室1・2(豊富町東1条6丁目)

(3) 来場者数

1回目：2名

2回目：7名

3回目：0名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成28年1月14日（木）から平成28年2月29日（月）まで
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

[別紙6 参照]

- ① 縦覧場所及び説明会に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出
- ③ 電子メールによる提出

(3) 意見書の提出状況

①縦覧場所における縦覧者数及び意見書数	(縦覧者数)	(意見書数)
・ 稚内市役所 政策調整部エネルギー協働課（3階）	0名	0通
・ 稚内市役所 生活福祉部稚内市沼川支所	0名	0通
・ 稚内市役所 生活福祉部稚内市宗谷支所	0名	0通
・ 豊富町役場 1階ロビー	0名	0通
・ 北海道宗谷総合振興局 保健環境部環境生活課地域環境係（2階）	0名	0通
②説明会における来場者数及び意見書数	(来場者数)	(意見書数)
・ 1回目	2名	0通
・ 2回目	7名	0通
・ 3回目	0名	0通
③当社への郵送による意見書数		(意見書数)
		1通
③当社への電子メールによる意見書数		(意見書数)
		4通

意見書の提出が5通に対して、内容に応じて、意見総数は30件に整理された。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は23件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>豊富町管内の風力発電については反対です。環境的にも、景観的にもとんでもない物体を設置することは絶対に反対です。自然エネルギーの利用はわかりますが、政策的に取れえるなら、環境的にも温暖化・2酸化炭素などの事も考えるとなぜ太陽光が駄目で風力がいいのか？いやらしい政治判断がある。豊富町のサロベツ国立公園の事も考え、環境破壊・景観の悪さ・将来のメンテナンス等いいことはまったくない。まだ原子力発電のほうが良い。原発事故に関しては人的ミスで起こったことである。津波の影響は十分に考えられることであつたし、安全係数を考えれば、原発事故は起こらなかった。(地下のポンプ設置などありえない)地震で原発は壊れてない。津波による冷却装置の設置ミスと人的判断ミス。</p>	<p>太陽光発電だけでなく、風力発電も地球温暖化対策並びにエネルギー自給率向上に大きく貢献できる自然エネルギーの一つと考えられ、普及が望まれる電源であると考えています。</p> <p>豊富町管内においては、風力発電事業に適した風況の良い場所があり、対象事業実施区域を設定しました。</p> <p>本事業では、現地事務所を設置し、自社により適切なメンテナンスを行いながら運営していく方針です。</p> <p>環境への影響については、この環境影響評価手続を踏まえて、回避・低減を図りながら計画を進めていく考えです。</p>
2	<p>(1) 事業全体に関する総論</p> <p>対象事業実施区域の設定の見直しを行うべきである。なお、今回、貴社が実施区域に指定した稚内市・豊富町の内部および近接する地域では、既に他の事業者が風力発電事業を計画しており、一方、貴社においても今後、幌延町や天塩町に於いて、事業実施を想定していることから、それぞれの事業案件毎の環境影響評価だけではなく、宗谷・留萌地方全体(稚内市・豊富町・幌延町・天塩町)全体での風力発電事業計画を公表した上で、各事業間の複合的かつ累積的な影響等も方法書に含め、宗谷・留萌地方全体の広域的な視点にも重きを置いた実施区域の見直し、除外の検討をすべきである。</p>	<p>他社の計画と重複する地域については、今後、今後事業計画を具体化しながら、事業者間の調整を図り、各事業が相互に支障とならない計画とします。</p> <p>本方法書では、稚内市及び豊富町の一部の隣接する2区域を対象事業実施区域として設定し、両区域における影響評価に関する方法を示しました。</p> <p>広域にわたる累積的な影響については、現在、明確な評価手法が確立されていませんが、今後、可能な範囲で検討をしていくよう努めます。</p>

<p>3</p>	<p>(2) 実施区域について</p> <p>実施区域とその周辺地域では、チュウヒといった絶滅危惧種や、ノスリの複数つがい繁殖している。特にチュウヒは国内の繁殖つがい数が80程度と、希少性が高く、また、近年は繁殖個体数が減少傾向にあることから、国内希少野生動植物種に指定される可能性の高い種である。また、海外ではチュウヒが風車に衝突死した事例があることから、実施区域での風車の建設は、チュウヒの生息に少なからず影響を与える可能性があると考えられる。</p> <p>また、抜海から稚咲内にかけての海岸からサロベツ原野の東側に広がる森林地帯は、ハイタカなどの希少猛禽類や森林性鳥類の移動経路を含めた利用が多く、このため、実施区域での風力発電施設の建設は、これらの鳥類に大きな影響を与える可能性があると考えられる。</p> <p>そして、抜海周辺の海域と、幕別平野など内陸部を結ぶ地域は、周辺に生息する鳥類の移動経路ともなっている。さらに、実施区域は、秋に宗谷岬と結んで日本海沿岸を南下する渡り鳥の経路と重なっている。</p> <p>については、実施区域での環境影響評価はこれまでに貴社が行ってきた調査内容に捉われず、あらためて慎重に行い、適切かつ十分な影響評価を行うべきである。</p> <p>これらのことから、実施区域での風力発電施設の建設は、多くの渡り鳥や、チュウヒを含めた周辺に生息する鳥類に衝突死または障壁影響といった影響を及ぼす恐れがあるため、想定区域から除外す</p>	<p>対象事業実施区域及びその周辺にチュウヒやノスリの繁殖情報、渡り鳥の移動経路があることを踏まえ、引き続き専門家等の助言を得ながら調査及び予測を行い、バードストライクや営巣の阻害などの重大な環境影響の有無を評価します。</p>
----------	--	--

	べきである。	
4	<p>(3) 鳥類調査法について</p> <p>1) ルートセンサス法について</p> <p>1つのコースにつき、出現種数が飽和する4～6のセンサス(植田2006)を行うことで1回の調査とし、2年間実施すること。</p>	<p>ルートセンサス法は、1つのコースにつき1回のセンサスとし、合わせて任意観察等を行なうことで鳥類相の把握に努める考えです。また、ルートセンサスの調査期間は1年間(四季各1回)を基本とし、調査の結果、影響の予測に必要な情報が十分得られていないと判断された場合は、補足調査の実施を検討する考えです。</p>
5	<p>2) ポイントセンサス法について</p> <p>調査は毎月実施し、特に繁殖期など計画地で鳥類の種数または個体数が増える時期には、月に2回以上の調査を実施すること。これは、近年の研究により、調査回数を重ねる方が、重ねない場合に比べ、風車に対する鳥類の衝突確率の計算結果において低い数字が算出される傾向がある(Douglasら2012)ことが分かってきたことによる。</p>	<p>ポイントセンサスの調査期間は1年間(四季各1回)を基本とし、調査の結果、影響の予測に必要な情報が十分得られていないと判断された場合は、補足調査の実施を検討する考えです。</p>
6	<p>3) 鳥類(渡り鳥)の調査について</p> <p>①調査は3・4・5・9・10・11月に行うこと。これは、計画地では11月も一般鳥類や海ワシ類の渡りが観察されていることによる。</p>	<p>鳥類(渡り鳥)の調査時期は2季(春、秋)とし、1季あたり連続3日間×4回の調査を行う計画です。</p> <p>なお、具体的な調査日程については、その年の渡りの状況を専門家等に確認し決定することで、より正確なデータを取得する考えです。</p>

7	<p>②1週間連続した観察を1回の調査として月2回、または3日連続した観察を1回の調査として月4回、2年間実施すること。これは、渡り鳥の種類や個体数、時期等には年による変動が見られ、記載されている調査頻度では、年ごとの変動および計画地における渡り鳥のピーク状況を把握することが難しく、より正確なデータを確保するのが難しいと判断されることによる。</p>	<p>鳥類（渡り鳥）の調査時期は2季（春、秋）とし、1季あたり連続3日間×4回の調査を行う計画です。</p> <p>なお、具体的な調査日程については、その年の渡りの状況を専門家等に確認し決定することで、より正確なデータを取得する考えです。</p>
8	<p>③水平・垂直回しを含めたレーダー調査を活用し、計画地における海ワシ類およびその他猛禽類と夜間の小鳥の渡り状況を把握すること。これにより、鳥の種類は分からなくても、おおよその個体数と飛行高度を把握することで、計画地が野鳥の渡り経路になっていないか、飛行高度等からみてバードストライクが発生する危険性がないか確認することが可能となる。</p>	<p>レーダー調査は、種の特が困難であり個別の重要な種に対する影響の予測評価に調査結果を反映しにくいことから、定点調査により鳥類（渡り鳥）の調査を行うこととしています。</p> <p>定点調査の結果、重要な渡りルートとなっている場合等において、レーダー調査の有効性及び必要性に応じて実施を検討します。</p>
9	<p>4) 鳥類（希少猛禽類）の調査について希少猛禽類の繁殖が確認された場合には、繁殖期から幼鳥の分散開始まで位おいて月に2回以上の調査を実施すること。その必要性は、上記2) 後段の理由に同じ。</p>	<p>鳥類（希少猛禽類）の調査を進める中で、希少猛禽類の繁殖が明らかになった場合は、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省自然環境局野生生物課）に示す保全措置検討のための調査に準拠し、専門家等の助言を受けながら調査を進めます。</p>
10	<p>(4) その他</p> <p>本件のような大規模な計画においては、調査方法および調査結果の評価等に関する有識者検討会を開催、協議すべきである。</p>	<p>有識者検討会の開催は予定していませんが、引き続き専門家等の助言を受けながら調査及び予測評価を進める考えです。</p>

11	<p>計画地周辺には準絶滅危惧種の鳥類オオジシギが多数繁殖している可能性がある。オオジシギはディスプレイフライトを含む繁殖行動からバードストライクに遭う可能性が高いと考えられ、実際に、国内でもこれまでに複数のオオジシギが犠牲になっている。そのため、オオジシギの繁殖の有無、繁殖確認位置や行動、飛行高度の確認に最大限努めること。</p>	<p>現地調査においては、オオジシギの動向にも着目し、繁殖の有無、繁殖確認位置や行動、飛行高度の確認に努めます。</p>
12	<p>本計画地は既に他事業者が計画を進めている計画地に近接していることから、鳥類および景観に対して、他の事業者による事業計画内容との複合的な影響について十分な調査を行うこと。</p>	<p>本事業の実施により影響を受けるおそれがある予測地点近傍に他の風力発電施設計画が存在する場合において、他の風力発電施設計画の予測条件が明確にできる場合には、本事業との累積的な影響の予測も行っていきます。</p>
13	<p>風車設置による景観への影響について、北海道北部の景観がきわめて人工物の少ない自然度が高いものであることを十分に認識し、単に数値化した評価にならぬよう調査を行うこと。</p>	<p>景観への影響については、主要な眺望点からの眺望景観の風車設置後のフォトモンタージュを作成した上で、地域住民や利用者へのヒアリング結果等も考慮し、総合的に予測・評価を行います。</p>
14	<p>◆<u>コウモリ類の現地調査の手法について</u> 1. 捕獲調査（コウモリ相調査）だけで、バットストライクの予測はできない。よって音声録音は必須である。しかし、音声録音で大事なものはコウモリの利用頻度や活動量の把握である。そのため録音は3季各一晩程度では足りなく、複数日を連続で毎月行うこと。（冬眠中でもまれに覚醒することがあるので積雪期以外は毎月行うと良い）。また季節により飛翔エリアが変化する可能性を考慮して、できるだけ広域に活動量を把握できるよう、録音地点は、1箇所だけでなく複数地点にすること。</p>	<p>詳細なコウモリ調査に関するご助言有難うございます。 ご助言内容も踏まえ、バットディテクターによる調査では、夜間の踏査のほか、専門家等の助言を得た上で、音声録音の実施を含めて、適切な方法及び調査時期を検討します。 コウモリの音声による種の同定に際しても、専門家へ相談したいと考えています。</p>

15	<p>2. バットストライクの予測のための音声録音は必須である。音声の周波数解析を行うために、バットディテクターはヘテロダイン方式 (Mini3など) でなく、フリークエンシーディビジョンやタイムエクスパンション方式、あるいは生録を行うこと。</p>	
16	<p>3. バットストライクの予測のため、地上部だけでなく高空の利用状況を把握する必要がある。よって、高空は風況ポールにバットディテクターのマイク (延長できるものがある) を設置し、周年 (積雪期以外) 録音するとよい。また同じ地点で地上部でも録音すると良い。</p>	
17	<p>4. コウモリの音声による種の同定は、国内ではできるものとできないものがある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よって、受託者であるコンサルタントが独自に判断して同定しないこと。無理に種名まで同定しないで、グループ (ソナグラムの型) に分けるほうがよい。</p>	
18	<p>5. 種によって季節的な移動 (渡り) をするコウモリがある。よって、捕獲調査は夏季1回だけだとコウモリ相の把握はできない。複数回行うほうがよい。</p>	
19	<p>6. 上記を踏まえ、現地調査前に、再度、調査手法の詳細についてコウモリ類の専門家 (コウモリの音声やバットストライクについて詳しい方がよい) にヒアリングを行うこと。</p>	

20	<p>住宅地に近い。低周波音被害が必ず出現する。</p> <p>エコキュートなどの低周波による被害があることがはっきりわかってきた。</p> <p>風力発電の測定の仕方も近いうちにもっと詳しいものに変えるべきで、そうすることにより風力発電により低周波音被害が起こることが証明されてくる。</p>	<p>当事業による風力発電事業により、生活環境に及ぶ超低周波音は、日常生活において含まれる様々な超低周波音レベルと比較しても、著しく大きいものとは想定されません。</p> <p>但し、不確実な要素もあることから、調査、予測及び評価を行い、影響の程度を確認します。</p>
21	<p>事業者どうしの累積的被害も心配される。これからの風力発電事業は貴社にとって負担が増大しマイナスの事業になると思う。建設する前に中止した方が良い。</p>	<p>本事業の実施により影響を受けるおそれがある予測地点近傍に既設の風力発電施設が存在する場合や他の風力発電施設計画が存在する場合において、既設の風量発電施設や他の風力発電施設計画の予測条件が明確にできる場合には、本事業との累積的な影響の予測も行います。</p>
22	<p>野鳥の営巣は確認されており、バードストライク、渡りの回避など心配される。</p>	<p>鳥類への影響については、専門家等にも助言を得た上で、調査、予測及び評価を行い、影響の回避、低減を図る考えです。</p>
23	<p>北海道の素晴らしい景観が悪くなり、北海道観光にマイナスである。</p>	<p>景観への影響については、地域住民や利用者へのヒアリング結果等も考慮し、総合的に予測・評価を行い、問題の無いよう事業を進める考えです。</p>
24	<p>我が国の最北に位置する利尻礼文サロベツ国立公園と非常に近い場所に風力発電所を建設するこの計画は、自然景観を破壊する無謀な計画なのでやめてください。</p> <p>尾根筋を削っての風力発電所の建設は、景観として醜い。</p>	<p>景観への影響については、地域住民や利用者へのヒアリング結果等も考慮し、総合的に予測・評価を行い、問題の無いよう事業を進める考えです。</p>
25	<p>雪解け時の土砂の流出が毎年のように想定され、その姿は醜悪としか言えないので風力発電所の建設をやめてください。</p>	<p>水質調査結果を踏まえ、流域への影響について予測、評価を行った上で、問題の内容に事業を進める考えです。</p>

26	<p>2015年1月23日にほくでんが発表している風力発電の受け入れ可能量は56万kWである。すでに56万kWは予定に達していて、これ以上受け入れられない。</p> <p>北海道では20年後に20%の人口減が予測され、省エネ技術のさらなる促進などにより、必要な電力は将来に向けては確実に減っていくと思う。今年の最小の電力使用は280万kWくらいであり、最大使用量でも400万kWを切る日は近いうちに訪れるだろう。これ以上必要のない発電所を作るのは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の買取価格が実際の経費よりも高く算定されているために、そこでお金を儲けるための、無駄な発電所建設計画でしかない。買取価格1kWhにつき22円分を国民が負担しているのだ。</p> <p>北海道で受け入れ不可能で無駄な電力を、作らないでください。</p>	<p>本事業は、現在計画が進行中の送電網整備事業による送電網整備を想定し、連系が可能となる見込です。</p> <p>この送電網整備事業は、北海道地域から本州への広域的な送電を行うことを前提としており、北海道内での消費だけでなく、東北、関東での消費も可能となることから、風況の良い道北エリアにおいて実施を検討しているものです。</p> <p>そのため、本事業により発電した電気も北海道及び本州で有効に活用されるものと考えています。</p>
27	<p>日本の最北端で作った電力を大消費地に送るとして、その間の総合損失電力（発電所損失・送電損失・変電所損失）は北電の場合はほぼ10%であり、その10%は熱として放出されるのだから、これは地球温暖化そのものである。作った電力のうちの10%が、損失され熱として放出されるならば、できるだけ発電所は作らない方がよい。無駄な発電所は作るべきではない。また、無駄に遠くへは送ってはならない。送電施設も無駄である。</p>	<p>風力発電は、自然エネルギーである風力をエネルギーとして発電をすることにより、化石燃料を使った発電によって排出される温室効果ガスを削減することができるので、地球温暖化に大きく貢献できるものです。</p> <p>また、本事業によって発電した電気は、送電網へ連系後、他の電気と一緒にするため、当事業による電力が特定の遠方へ送られる訳ではありません。</p> <p>送電網に流れた電力は道内で必要な分が消費され、道内での余剰分の電力が大消費地である東北圏や関東圏へ至る過程でも、各地でなるべく送電の無駄が無いように消費されるものと考えられます。</p>

28	<p>北海道北部風力送電株式会社（ユーラスエナジーホールディングス及びエコ・パワー等の出資による）は最大で140万kW程度の風力発電の導入を予定しているが、北海道の将来の電力使用量が減少することが予想され、本州に送電するとしても、現在は北本連系60万kWのものが、90万kWに増強（2019年3月）予定があるが、増加分30万kW分しか計算上は本州には送電増できない。北海道北部風力送電株式会社の140万kWが増強されても北本連系線の限界があるので、140万kWは受け入れ実現不可能な数字だ。</p>	<p>本事業では、現在最大7万kWの出力規模を想定していますが、今後、事業計画を具体化する過程で、送電網整備事業や、北海道から本州への電力の広域的運用方法の進捗に応じて、最終的な出力規模を決定する考えです。</p>
29	<p>北海道の自然を破壊してまで作る風力発電所は本当に環境にやさしいのか？北海道の観光資源は、北海道らしい自然景観ではないのか。尾根筋を削った醜い自然景観はもはや観光資源ではない。北海道の観光ポテンシャルこそ無尽蔵である。</p>	<p>景観への影響については、地域住民や利用者へのヒアリング結果等も考慮し、総合的に予測・評価を行い、問題の無いよう事業を進める考えです。</p>

30	<p>対象事業実施区域で、海岸線に非常に近いところがある。</p> <p>石狩市の厚田区望来（海から300m）にエコ・パワー株式会社の建てた2基（450kW×2）の風車があり、そのことについて漁業者が「最近岸近くにニシンが寄ってこなくなった、沖の方には来ているんだけど。海のこと調べてほしい。」と言っていた。その後、2014年12月厚田区小谷（海から1300m）に株式会社市民風力発電が2000kW×2基の風車を建てると、前年まで毎年のように厚田区小谷で見られた群来（ニシンの産卵で沿岸が乳白色になる）が昨年・今年と小谷地区をまるで避けるように別の場所に現れている。</p> <p>海辺近くに、2000～3400kWの風車を建てると、騒音あるいは振動が地面を伝わって海の底まで到達するのではないかと危惧する。漁業への影響を心配する。</p>	<p>当社の厚田風力発電所においては、発電所に起因する騒音や振動レベルは海域（水中）に至るまでには、現況を大きく変化していないものと考えており、また、現地から苦情等は受けていません。</p> <p>本事業における対象事業実施区域は、海域から離れており、影響は想定していません。</p>
----	--	--

当社ホームページに掲載したお知らせ

○平成28年1月14日（木）から掲載



日本初の風力発電専門企業 | エコ・パワー株式会社

お問い合わせ | English



環境影響評価法に基づく手続きを実施中のプロジェクトは以下の通りです。

【意見募集中】

稚内市・豊富町における風力発電事業

[稚内市・豊富町における風力発電事業に係る環境影響評価方法書について](#)

【その他】

環境影響評価法に基づく手続きを実施中のプロジェクトは以下の通りです。

姫神ウィンドパーク事業

[姫神ウィンドパーク事業に係る環境影響評価書の公表及び縦覧について](#)

(仮称) 秋田港洋上風力発電事業

[\(仮称\) 秋田港洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書の公表及び縦覧について](#)

(仮称) 能代港洋上風力発電事業

[\(仮称\) 能代港洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書の公表及び縦覧について](#)

(仮称) 大分ウィンドファーム事業

[\(仮称\) 大分ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書の公表及び縦覧について](#)
[大分市・臼杵市における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の公表及び縦覧について](#)

稚内市・豊富町における風力発電事業

[稚内市・豊富町における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の公表及び縦覧について](#)

2016年1月14日
エコ・パワー株式会社

「稚内市・豊富町における風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の公表について

「稚内市・豊富町における風力発電事業に係る環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

方法書は、2016年1月14日(木)～2016年2月15日(月)の間中は閲覧が可能です。
ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

方法書に掲載される情報(文書、資料、画像等を含む)に関する著作権は、当社、原著作権者、またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用(複製、改変、掲示、配布、サイトへの転載等を含む)することは、著作権法により禁止されておりますので、事前に当社にご連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。

※閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。
(以下の<方法書の公表>に示したリンクより閲覧いただけます。)

<方法書の公表>

表紙・目次

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第7章 その他環境省令で定める事項](#)

[第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地](#)

[要約書](#)

[環境影響評価方法書に対する意見書の提出\(について\)・意見書様式](#)

<方法書の縦覧>

縦覧場所:○稚内市役所 政策調整部エネルギー協働課(3階)(稚内市中央3丁目13番15号)

○稚内市役所 生活福祉部稚内市沼川支所(稚内市大字声間村字沼川)

○稚内市役所 生活福祉部稚内市宗谷支所(稚内市大字宗谷村字宗谷)

○豊富町役場 1階ロビー (豊富町大通6丁目)

○北海道宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係(2階)
(稚内市末広4丁目2-27)

縦覧期間:2016年1月14日(木)から2016年2月15日(月)

○稚内市役所政策調整部エネルギー協働課・沼川支所・宗谷支所
時間:午前8時45分から午後5時30分まで(土・日曜日及び祝祭日を除く。)

○豊富町役場
時間:午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日及び祝祭日を除く。)

○北海道宗谷総合振興局
時間:午前9時00分から午後5時00分まで(土・日曜日及び祝祭日を除く。)

<お問い合わせ先>

エコ・パワー株式会社 事業開発1部(担当:佐倉、長澤) 電話:03-5487-8561
(受付時間:午前9時00分から午後5時30分まで〔土・日曜日及び祝祭日を除く。〕)

自治体のホームページへ掲載したお知らせ

稚内市ホームページ

The screenshot shows the homepage of Kamikawa City. A red box highlights a news item: **稚内市・豊富町における風力発電事業に係る環境影響評価方法書について(2016年1月13日)**. Below this, a detailed page is shown with the following information:

稚内市・豊富町における風力発電事業に係る環境影響評価方法書について

「環境影響評価法」に基づき、「稚内市・豊富町における風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の概要及び説明会について、以下のとおりお知らせします。

- 事業者の名称** エコ・パワー株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 萩原 宏彦
主たる事務所の所在地 東京都品川区大崎1-6-1 TOX大崎ビルディング
- 方法書の概要**
縦覧場所 稚内市政策調整部エネルギー協働課、稚内市役所沼川支所、稚内市宗谷支所
縦覧期間 平成28年1月14日(木)から平成28年2月15日(月)
縦覧時間 午前8時45分から午後5時30分まで(土・日曜日及び祝祭日を除く。)
電子縦覧 <http://www.eco-power.co.jp/assess/waldsanritoyonai1.htm>
- 対象事業の概要**
実施区域 北海道 稚内市及び天塩郡豊富町
種類 風力(陸上)
規模 出力 最大7万kW
- 方法書説明会の開催**
開催場所・日時
 ① 勇知地区宿泊研修施設 (IA稚内施設) (稚内市大字後海村字上勇知)
 日時: 平成28年1月28日(木) 13時から1時間程度
 ② 稚内総合文化センター 2F会議室A (稚内市中央3丁目13番25号)
 日時: 平成28年1月28日(木) 18時から1時間程度
- 意見書の提出**
 方法書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、下記の方法により意見を提出できます。
提出方法: 氏名及び住所、対象とする方法書の名称、環境保全の見地から意見を日本語により、意見の理由を含めて記載し、縦覧場所に備付けの投函箱への投函、郵送先への郵送、もしくは電子メールにより提出
提出期限: 平成28年2月20日(月) * 郵送の場合、当日消印有効
提出先: 郵送先: 〒141-0002 東京都品川区大崎1-6-1 TOX大崎ビルディング エコ・パワー株式会社 事業開発1部 宛
 電子メール: liju@kallistat6.eco-power.co.jp
- 問合せ先**
 TEL: 03-5487-8561
 エコ・パワー株式会社 事業開発1部 稚内・豊富担当
 (土・日曜日及び祝祭日を除く、午前8時から午後5時30分まで。)

豊富町ホームページ

豊富町
北海道 豊富町
雄大な自然環境に恵まれた町

トップページ ▶ 更新履歴

検索
検索する文字を入力してください。

更新履歴

- 2016/01/14—豊富町図書室 を更新
- 2016/01/14—豊富小学校のホームページ を追加
- 2016/01/14—校長室 を追加
- 2016/01/14—ふるさと応援寄附 お礼の品発送手続き完了状況 を更新
- 2016/01/14—教育活動 を追加
- 2016/01/14—**風力発電事業に係る環境影響評価方法書の電子縦覧について** を追加
- 2016/01/13—稚内地区消防事務組合 消防署 豊富支署 を更新
- 2016/01/12—保健予防係 を更新
- 2016/01/12—交通安全運動 を追加
- 2016/01/12—過去のTOPICS を追加
- 2016/01/12—交通死亡事故ゼロ日数 を更新
- 2016/01/07—豊富町ふるさと応援寄附 を更新
- 2016/01/07—予防係 を更新
- 2016/01/07—多数の人が集まる催しを開催するにあたっての手続き を更新
- 2016/01/07—火災出動状況 を更新
- 2016/01/07—各種試験・講習のご案内 を更新
- 2016/01/07—火入れ(ごみ焼き)について を更新
- 2016/01/06—人口 を追加
- 2016/01/06—地域とのつながり を追加
- 2016/01/06—2016広報とよみ を追加
- 2016/01/06—広報とよみ1月号 を追加
- 2016/01/05—申込書 を更新
- 2016/01/04—平成27年までの応急手当講習開催実績 を追加
- 2016/01/04—平成27年 救急・救助出動状況 を更新
- 2015/12/29—今月・来月の行事予定 を追加
- 2015/12/25—生活環境係 を更新
- 2015/12/25—学校だより を追加
- 2015/12/21—広
- 2015/12/19—子
- 2015/12/17—画
- 2015/12/17—場

豊富町
北海道 豊富町
雄大な自然環境に恵まれた町

©2016 豊富町

トップページ ▶ 風力発電事業に関する環境影響評価方法書の電子縦覧について ▶ 風力発電事業に係る環境影響評価方法書の電子縦覧について

風力発電事業に係る環境影響評価方法書の電子縦覧について ▶ 印刷用ページへ

風力発電事業に係る環境影響評価方法書の電子縦覧について

環境影響評価方法書の電子縦覧のURLを以下の通り掲載いたします。
また、豊富町役場ロビーでも1月14日(木)から2月15日(月)まで縦覧することが可能です。

事業者名: エコ・パワー株式会社
事業名: 稚内市・豊富町における風力発電事業
電子縦覧: <http://www.eco-power.co.jp/assess/wakkanaitoyotomi1.html>

○平成28年1月14日(木)から掲載

2016年1月14日
エコ・パワー株式会社

「稚内市・豊富町における風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の公表について

「稚内市・豊富町における風力発電事業に係る環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

方法書は、2016年1月14日(木)～2016年2月15日(月)の間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

方法書に掲載される情報(文書、資料、画像等を含む)に関する著作権は、当社、原作者、またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用(複製、改変、掲示、配布、サイトへの転載等を含む)することは、著作権法により禁止されておりますので、事前に当社にご連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。

※閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。
(以下の<方法書の公表>に示したリンクより閲覧いただけます。)

<方法書の公表>

表紙・目次

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第7章 その他環境省令で定める事項](#)

[第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地](#)

[要約書](#)

[環境影響評価方法書に対する意見書の提出について・意見書様式](#)

<方法書の縦覧>

縦覧場所:○稚内市役所 政策調整部エネルギー協働課(3階)(稚内市中央3丁目13番15号)

○稚内市役所 生活福祉部稚内市沼川支所(稚内市大字声間村字沼川)

○稚内市役所 生活福祉部稚内市宗谷支所(稚内市大字宗谷村字宗谷)

○豊富町役場 1階ロビー (豊富町大通6丁目)

○北海道宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係(2階)
(稚内市末広4丁目2-27)

縦覧期間:2016年1月14日(木)から2016年2月15日(月)

○稚内市役所政策調整部エネルギー協働課・沼川支所・宗谷支所
時間:午前8時45分から午後5時30分まで(土・日曜日及び祝祭日を除く。)

○豊富町役場
時間:午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日及び祝祭日を除く。)

○北海道宗谷総合振興局
時間:午前8時00分から午後5時00分まで(土・日曜日及び祝祭日を除く。)

<お問い合わせ先>

エコ・パワー株式会社 事業開発1部(担当:佐倉、長澤) 電話:03-5487-8561
(受付時間:午前9時00分から午後5時30分まで[土・日曜日及び祝祭日を除く。])

縦覧場所に設置した縦覧者記録用紙

稚内市・豊富町における風力発電事業に係る
環境影響評価方法書 縦覧図書 縦覧者記名簿

縦覧期間 : 平成28年1月14日(木) ~ 平成28年2月15日(月) 場所: ○○
(土・日・祝祭日を除く)

	日付	ご芳名(匿名可)	ご住所(地番等は不要)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

